

JISART会員及び会務運営規程

第1条（目的）

本規程は、一般社団法人 JISART（通称；日本生殖医療標準化機関と称する。英語名は、Japanese Institution for Standardizing Assisted Reproductive Technology）の会員に関する事項及びその会務運営に関する事項を定めることを目的とする。

第2条（社員会員）

JISART 定款 4 条 1 項 1 号に定める社員会員は生殖補助医療施設（以下「各施設」という）の構成員で、本会の趣旨に賛同し、その実現に努力できる者とする。なお、社員会員は、各施設の会員代表者（施設長）1名および会員代表者が届け出る 4 名（総計 5 名）とし、理事会において承認を受ける。各施設は次の権利を有する。

JISART 定款 4 条 1 項 1 号に定める社員会員は、次の権利を有する。

1. JISART 認定審査を受けること。
2. JISART が主催する定期会合、シンポジウム、会員施設のスタッフ教育に参加すること。
3. JISART が発行する機関誌に投稿すること。また、機関誌および資料などの印刷物あるいは電子データの配布を受けること。
4. JISART 倫理委員会に研究計画書を提出し、その審査を受けること。
5. 社員会員は社員総会に出席し、議決すること（各社員は各 1 個の議決権をもつ）。

第3条（賛助会員）

JISART 定款 4 条 1 項 2 号に定める賛助会員は、JISART の趣旨に賛同し、その事業に財政的援助を与える団体とし、入会は理事会の承認を要する。

第4条（名誉会員）

理事会は必要に応じて、JISART 定款 4 条 1 項 3 号に定める名誉会員を推戴することができる。

第5条（名誉理事）

理事会は、3期、理事を務め、JISARTの運営に多大な功績のあった元理事を名誉理事に推戴することができる。名誉理事は理事会、総会に出席し意見を述べることができる。但し、理事としての議決権は有さない。

第6条（入退会）

1. JISARTへの入会を希望する施設の代表者及び施設は、以下の要件を満たすこととする。
 - ・JISART理事2名の推薦がある。
 - ・施設長は日本生殖医学会認定生殖医療専門医である。
 - ・施設長は5年以上のART経験および500例以上の体外受精・胚移植を実施した経験を有している。
 - ・施設長は専門雑誌への生殖関連論文発表2編以上、あるいは生殖関連学会での発表が10題以上ある（必ずしも筆頭著者でなくてもよい）。
 - ・施設の年間採卵数が200例以上ある。
2. 理事会で審議し、出席理事の過半数をもって入会の可否を決定する。この結果は速やかに入会希望施設の代表者に通知するとともに、新規の入会施設があった場合は、理事長は社員総会において報告する。尚、新規入会施設はJISART施設認定審査を原則的に1年内に受けるものとし、認定審査により不適格とされた場合には退会もあり得る。
3. 会員が入会時に提出した事項のうち、会員代表者名（施設長名）を変更する場合は、別に定める変更届に施設長の経歴、生殖医療専門医認定証（写）を添えて、理事長に提出し、理事会の承認を得ることとする。
4. やむを得ない理由で、当法人の会員としての義務を遂行できない場合には、所定の書式により事務局に休会を申請しなければならない。理事長は正当な理由があると認めるときに休会を承認することができる。理事長は休会の可否並びに経緯を理事会に報告する。
 - ① 休会期間は事務局が受理した日から5年以内とする。
 - ② 休会期間の会費と義務は免除とする。ただし、その期間は当法人会員としての以下の資格及び権利は停止するものとする。
 - ・メーリングリストの配信、掲示板の利用
 - ・JISART加盟ロゴ及びJISART施設認定ロゴの使用
 - ・理事会、総会における議決権の行使
 - ・シンポジウム、他研修等の参加
 - ・その他理事長（あるいは理事会）が必要と認める措置

- ③ 休会した会員が復帰する場合は復帰願を提出し、理事長（あるいは理事会）の承認を経て復帰するものとする。その場合、入会金は免除、当該年度から会費を納入り、ISO 取得履歴と施設認定期間について存続される。
5. JISART を退会しようとする施設は、1か月以上前に、理事の辞任届を含む当法人の定める書式により、退会する旨を事務局に申し出なければならない。理事長は理事会にその旨を報告する。退会時には、理由の如何に関わらず、会費の返還はしないものとする。なお、所定の会費を1年以上納入しない施設は理事会の決議を経て退会とができる。
- 退会しようとする社員会員は、1カ月前までに所定の退会届けにより申告しなければならない。各施設の会員代表者は当該欠員補充による社員の入会について、事務局に届け出、理事会において承認を受ける。
6. 会員が本会の規約に背く行為、その他本会に著しい迷惑を及ぼす行為をしたときには、理事会及び総会の決議を経て除名することができる。

第7条（役員）

JISART は、定款3条所定の事業を遂行するために以下の役員をおく。役員の任期は2年とし重任を妨げない。ただし、理事長及び副理事長の任期は連続3期6年を越えることができない。

1. 理事

各施設の会員代表者は理事となる資格を有するが、本人の意思により辞退することができる。理事は社員総会の決議により選任される。理事は、当法人及び理事会の運営に協力しなければならない。理事会内部において分担する会務については、別に理事会において定める。

2. 理事長（代表理事） 1名

理事会の決議により理事の中から選任される。JISART の会長として本会を代表する。

3. 副理事長 3名まで

理事長が理事の中から推薦し、理事会の承認決議を経ることにより選任される。理事長を補佐する。

4. 監事 1名

社員総会の決議により選任される。JISART の会計および職務執行を監査する。

第8条（理事長の選任方法について）

1. 理事長候補は理事の自薦、他薦により受け付ける。
理事長候補の受付は、3週間の期間をもって、所定の用紙にて郵送により受け付ける。
受付終了後、メールにより理事長候補を発表する。
2. 理事長候補者発表後、2週間の周知期間を置く。
(立候補の取り下げは、この期間に行うことができる。)
3. 理事会にて投票を行い、理事長は理事の過半数をもって決定する。1回目で過半数にならない場合は、得票数上位2名の候補で出席理事による再投票を行い、過半数の票を獲得した者を理事長とする。
得票数が同数の場合は、公職選挙法を参考に、開票立会人（もっとも年長の名誉理事とする）のもとに、くじ引きをする方法により当選人を決定する。
4. 3.の理事会に欠席の理事は、予め事務局へ郵送で理事長候補から理事長を投票する。

第9条（理事会）

1. 理事会は、すべての理事をもって構成し、JISART 定款 28 条所定の業務を行なう。
2. 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、出席理事の過半数をもって行なう。可否同数の場合には、当該議案は否決されたものとして取り扱われる。
3. 理事長は、JISART の業務執行の適切な遂行の上で、幅広い会員の意見を聴取することが必要であると判断した場合には、理事ではない会員の理事会への参加を求めることができる。この場合において、理事会に参加した理事以外の者（「参加会員」という。）は、質疑に参加し、意見を述べることはできるが、理事会での議決権は有しない。
4. 理事会において、JISART 会務上の重要事項について社員総会の決議を経る必要がある旨決議された場合には、理事長は社員総会を招集して、当該事項について付議しなくてはならない。

第10条（委員会）

JISART には以下の委員会・部会を置くほか、理事会の決議に基づいて、その他の委員会等を設置することができる。

1. 生殖技術認定委員会(Reproductive Technology Accreditation Committee, RTAC)

会員施設が JISART 実施規定に適合しているか、それを順守しているかの審査を実施するための委員会で、委員長は理事会で選任される。

2. 職種部会

職種ごとの活動の推進、施設間交流を図るために設置する。医師、看護師、エンブリオロジスト、カウンセラー、医療事務の各部会を設置する。

各部会に1名の部門長を JISART 教育セミナーにおいて選任する。部門長の任期は2年とし、再任を妨げない。

3. 倫理委員会

JISART 会員医師が行う生殖医療に関する医学研究および臨床応用に当たっての倫理的側面を検討するために、JISART 倫理委員会を設置する。倫理委員会における判定結果は申請者名と結果のみ理事会に報告される。但し、審査結果が会員全体に関する場合には別途、JISART 倫理委員会内規に定めるとおりとする。理事会は倫理委員会の意見を聞き、公表の内容及びその是非を検討し決定する。

4. 非配偶者間生殖医療委員会

JISART は非配偶者間生殖医療に関する医療者の専門教育・研修、その他関連事項の検討を行うために、非配偶者間生殖医療委員会を設置する。

当該委員会は、「フォローアップ部会」を設置し、非配偶者間生殖医療実施後、生まれた子どもを含む被提供者家族、提供者家族に対し調査、支援を行う。

第 11 条（経費）

本会の経費は会費、寄付金および補助金等で賄う。会計年度は毎年 4 月 1 日から始まり、翌年 3 月 31 日までとする。

第 12 条（会費）

社員会員は、入会金、年会費について、当該社員会員が属する施設ごとに支払う。

各施設の入会金は入会時に 100,000 円とする。

各施設の年会費は年額 1,000,000 円とする。期の途中入会の場合は、次のとおりとする。

- ・4月入会～6月入会…100万円
- ・7月入会～9月入会…75万円
- ・10月入会～12月入会…50万円
- ・1月入会～3月入会…25万円

毎年 1 月末日までに、翌会計年度の会費を前納する。ただし、新規入会を認められた施設は、入会時に入会金を納入する。

賛助会員の年会費は年額 500,000 円とする。名誉会員の会費は不要とする。

第13条

本規定の改廃は理事会の決議による。

附 則

1. 本規程は、2005年1月1日から実施される。

2005年12月改定
2006年3月改定
2007年3月改定
2008年7月改定
2009年3月改定
2009年8月改定
2011年11月改定
2013年3月改定
2013年8月改定
2013年11月改定
2015年6月改定
2017年6月改定
2020年3月改定
2020年12月改定
2023年2月改定
2023年9月改定
2024年2月改定
2025年2月改定
2025年3月改定